

鹿嶋市地域公共交通活性化協議会設置規則（平成28年規則第18号）

改正する前の条文	改正後の条文	改正の内容説明等
<p>（設置）</p> <p>第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号 _____）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域の需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、同時に、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うため、鹿嶋市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（協議事項）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（分科会）</p> <p>第9条（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号_____）第6条第1項の規定に基づき、地域の需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、同時に、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うため、鹿嶋市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項に関する事務を所掌する。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（分科会）</p> <p>第9条（略）</p> <p><u>2</u> 第3条第1項に掲げる事項のうち、乗合旅客</p>	<p>道路運送法については、新設する第9条第2項で引用するため、以下「法」という。を追加する。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律については、規則内で引用していないため、以下「法」という。を削除する。</p> <p>運賃・料金について、運賃協議会で別途協議するため、見出しを改める。</p> <p>運賃・料金について、運賃協議会で別途協議するため、条文を改める。</p> <p>道路運送法の改正により、運賃・料金等について</p>

附属用紙（2）

改正する前の条文	改正後の条文	改正の内容説明等
	<p><u>運送の運賃・料金等に関する事項の協議は、法第9条第4項各号に規定する構成員をもって分科会として運賃協議会を設置し、行うものとする。</u></p>	<p>は、地域公共交通活性化協議会とは別に運賃協議会を設置し協議することとなったため、運賃協議会を設置できるよう改める。</p>